

**Deloitte.**

デロイト トーマツ



## 中国サイバー法における緊急アンケートの集計 6月から施行の中国サイバーセキュリティ法への対応について

デロイト トーマツ リスクサービス株式会社  
2017年5月

# 目次

サマリ	3
-----	---

---

アンケート集計結果	5
-----------	---

---

回答者属性	12
-------	----

---

# サマリ

# 6月から施行される中国サイバーセキュリティ法の認知は低く、対応は進んでいない

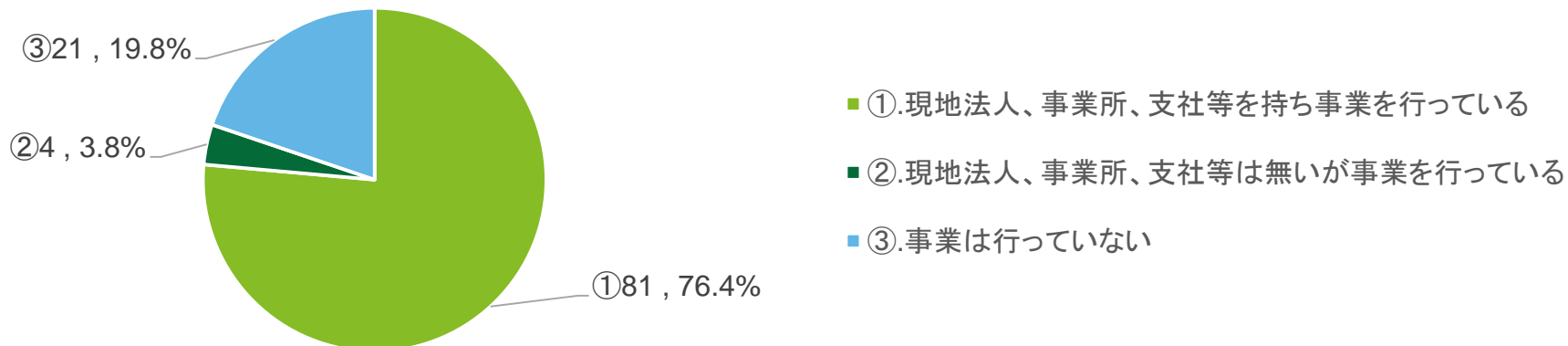
## サマリ

- ・アンケート回収数: 106社
  - └ 業種: 製造業が68.9%と最多
  - 売上規模: 上場企業の3,000億円以下が77.3%を占める
  - 職位: 次長/課長クラスが40.6%と最多だが、総じて上職位の回答が多い
  - 所属部門: 監査審査部門が39.7%と最多
- ・中国国内で事業を行っているものの、中国のサイバーセキュリティ法の内容まで知っている企業は少ない。
- ・サイバーセキュリティ法への対応は、一部で技術的なサイバーセキュリティ対策および情報セキュリティ管理の強化を実施しているものの、対策検討中若しくは対策予定なしが多い。対策を予定していない企業においては、様子見の段階と判断していたり影響が小さいと考えている様子である。
- ・中国を含めた海外におけるサイバーセキュリティ関連法令への対応は、「日本本社情報セキュリティ部門」が対応する企業が33%と多い。
- ・個別具体的な事柄について懸念点がある企業も一部あるが、多くの企業は情報収集が出来ておらず、どのような影響があるかわからない・懸念事項自体が不明といった状態となっており、本件に関する情報を求めている。
- ・調査実施期間: 2017年4月21日～4月28日

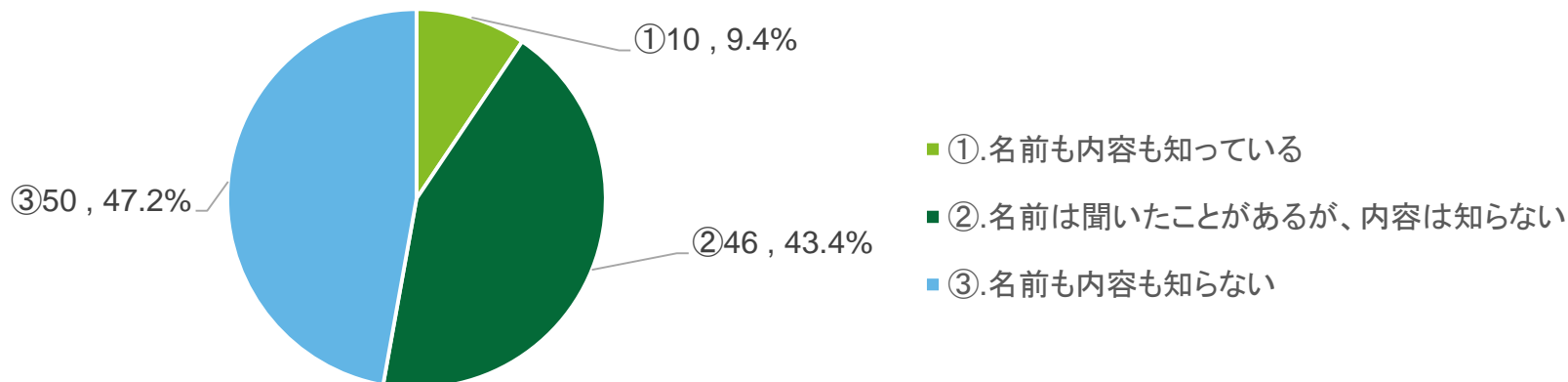
# アンケート集計結果

# 中国国内で事業を行っているものの、サイバーセキュリティ法の内容まで知っている企業は10%に満たない

## 問1. 貴社は中国(中華人民共和国)国内で事業を行っていますか？(N=106)



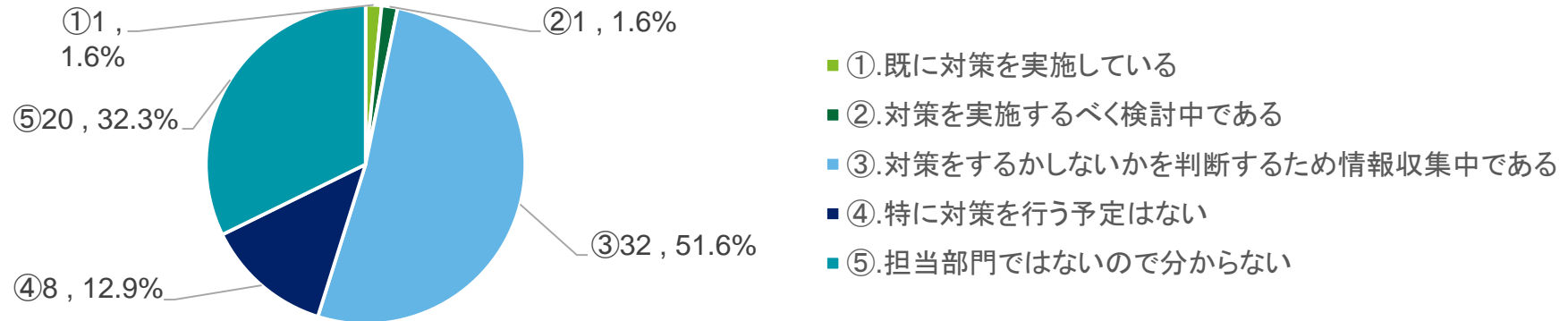
## 問2. 中国のサイバーセキュリティ法を知っていますか？(N=106)



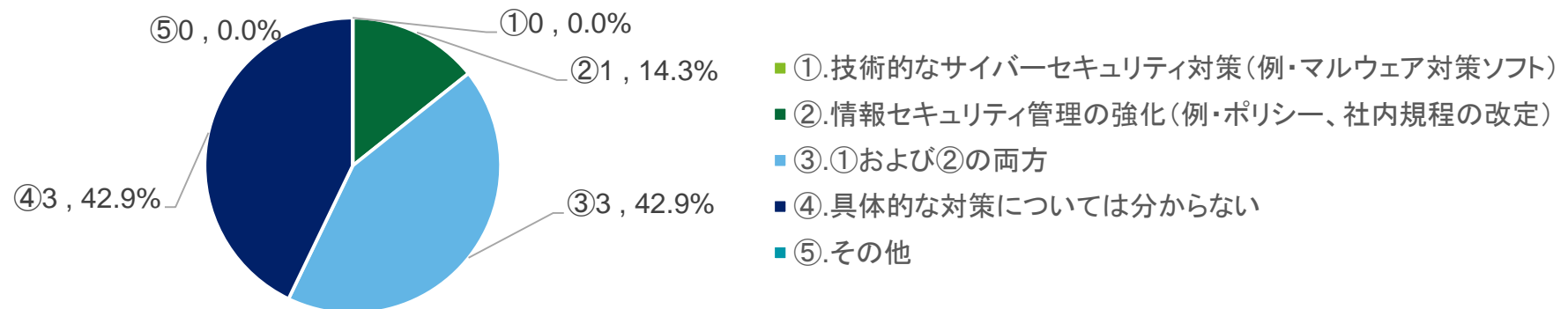
ほぼ半数が名前も内容も知らないと回答しており、内容まで知っている企業は10%未満と、当該法令の認知度が極めて低い状況である。

# サイバーセキュリティ法への対応は、法施行直前においても検討中が大半である

問3-1. 中国で事業を行っており、問2で「①」または「②」を回答した方へお尋ねします。  
貴社では中国のサイバーセキュリティ法に対して何らかの対応を行っていますか？ (N=62)



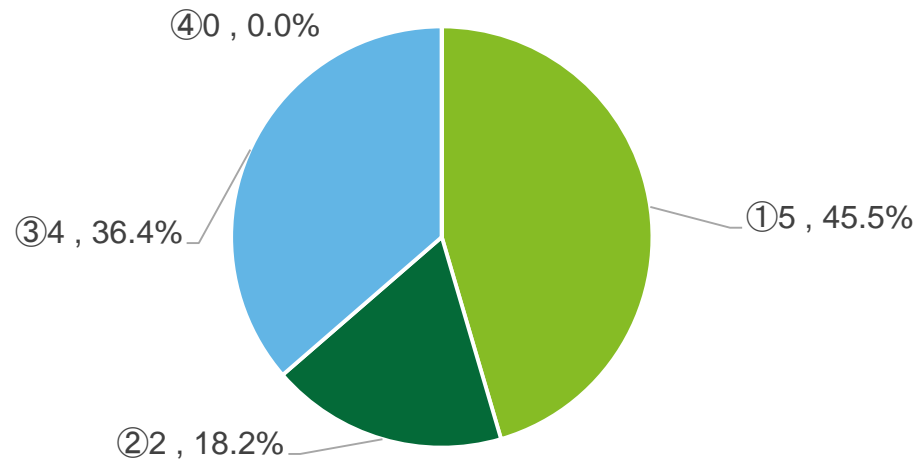
問3-2. 問3-1で、「①」または「②」を回答した方へお尋ねします。  
貴社で実施された(または実施を検討している)対策はどのようなものでしょうか？ (N=7)



法対応への質問に対しては、回答者62件のうち、既に対策を実施している企業は1社にとどまっている。また、情報収集中という回答が多いが、問2において、9割の回答者が内容を知らないと回答しているため、情報収集はこれからであると思われる。

# 現状、様子見の段階と判断している企業や影響が小さいと考えている企業がある

問3-4. 問3-1で、「④.特に対策を行う予定はない」と回答した方へお尋ねします。  
対策しない理由はどのようなものでしょうか。(N=11)



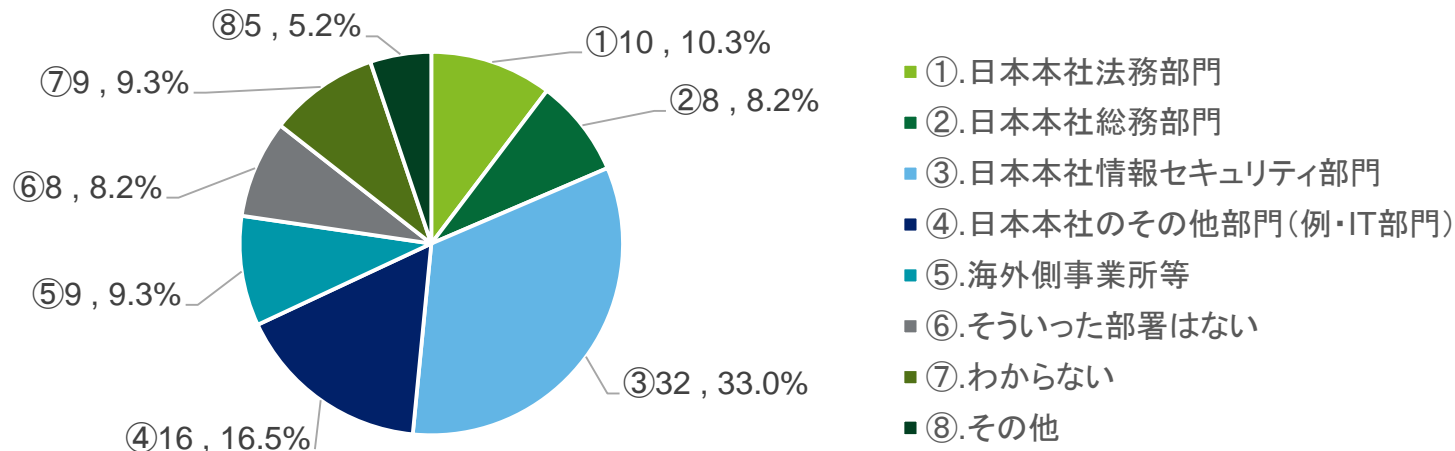
- ①.法令がどこまで厳格に運用されるか分からないので様子見する
- ②.重要とは認識しているが手がついていない
- ③.特に影響がないまたは無視できるほど小さいと考えている
- ④.その他

回答の母数が少ないが、現状における対応状況は企業によりばらついている



# 中国を含めた海外におけるサイバーセキュリティ関連法令への対応は日本本社情報セキュリティ部門が対応する企業が33.0%と多い

問4-1. 貴社において、中国サイバーセキュリティ法や、その他の海外におけるサイバーセキュリティ関連法令への対応を行う部門はどこですか？(N=97)



問4-2. 問4-1で、「⑧.その他」を回答した方へお尋ねします。  
差支えない範囲で対応を行う部門を記入ください。

グループ情報システム部(欧州)

海外側事業所の部門が原則対応するが、内容によっては日本のガバナンス関連部門から指示を行う場合もある

関係会社管理室

総務部門並びに情報システム部門での協議による

日本本社の総務部、情報システム部、海外事業室等

現時点では、日本本社の情報セキュリティ部門が主管部門と回答している企業が多いが、罰則の規定もあり、今後、法対応リスク高まる方向に進んだ場合、法務部門が主導するケースが多くなることも考えられる

# 自社への影響が不明な企業が多く、具体的な懸念を持つ企業は一部である

## 問5. 中国サイバーセキュリティ法について気になっていること、懸念している事などがあればご記入下さい 1/2

- ・規制内容にあいまいな点が多々見られることから、情報管理の運用において、混乱を引き起こしかねない点、及び当局の対応に**差が生じる虞がある点。**
- ・**現地法人が思わぬ法令違反行為の指摘を受けペナルティを課されたり現地事業の遂行上の障害になったりしないかを懸念している。**
- ・現地法人でなにか対応が必要な(法令上義務となる)事項が新たに生じて、対応もれとなることを懸念する。
- ・御社アンケートで始めて知った次第です。施行も近いため対応が必要な場合は実施しなければならないと思いますが、**GDPRと同じような感じなのでしょうか。**
- ・**社外向けWebホームページが攻撃されホームページが改ざんされたり、ウイルス等によってメールサーバー機能が停止したり、営業秘密、個人情報等が漏えいすることが心配です。**
- ・”中国サイバーセキュリティ法に限らず、日本企業を始め**在中外資企業が標的にされたのではないかと思われるようなケースがあること。**孫会社(当該会社の親会社:当社の子会社は国内法人)が中国に拠点を置き、事業(製造/販売)を営んでおり、主要な製造拠点に対しては子会社の監査部門がIT全般統制についても評価しているが、**孫会社のインフラやセキュリティ対策の実施状況については、当部として十分に確認出来ていない。**“
- ・弊社は中国に2現法あります。役所と良好な関係を築けておりますが、こういうことが**今後関係なく取締を受けるという認識でよろしいでしょうか。**
- ・”**法律が施行されても関連するガイドラインが作成されるまで罰則等は受けないという認識だがその考え方で良いか。**また当社は、中国で複数の省で事業を行っているが、この**省によって対応がまちまちで一様にならないところが懸念される。**“
- ・当社は**VPNの利用を通して基幹システムを利用しているため、影響はあるかについて気になります。**
- ・「業務データ」の具体的な中身
- ・暗号化対策
- ・事業にどのような影響を与えるか
- ・法律の業務に与える影響

# 適切な情報の不足が企業の対応を遅らせている状況がある

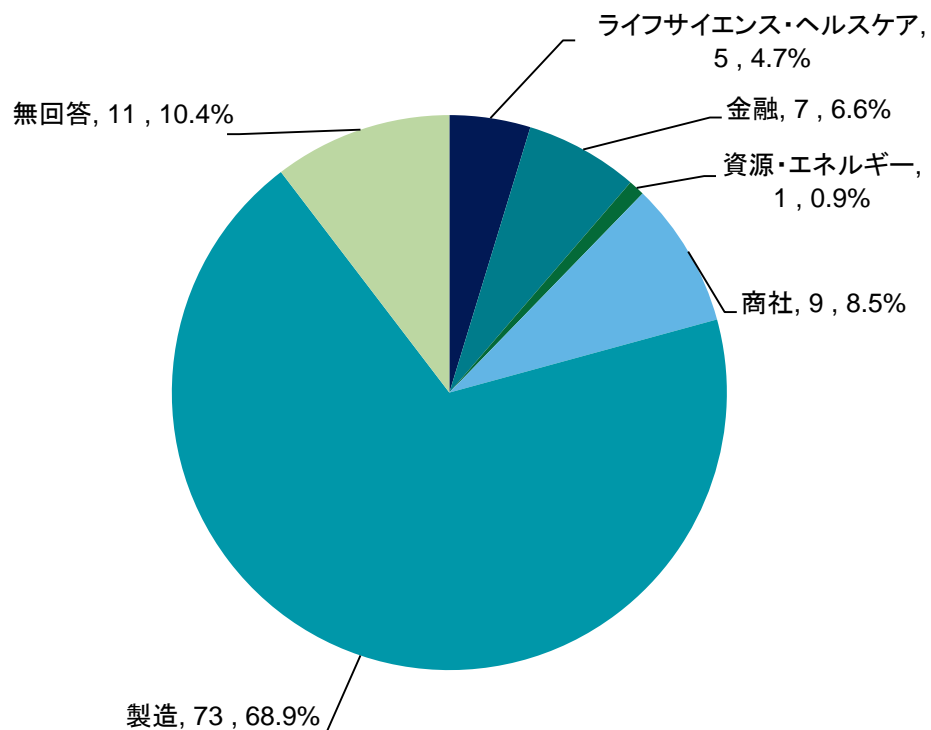
## 問5. 中国サイバーセキュリティ法について気になっていること、懸念している事などがあればご記入下さい 2/2

- ・“①本案内により同法を知りましたが、関連する情報は2016年11月前後のものしか見当たらず、**施行間際の現在の様子、見方、細則の状況などがわかりません。**そのため、どの程度の影響が出るか想定できずにおります。**監査部の立場上、法令対応や情報セキュリティの整備・運用状況を監査する必要があるため情報収集を急いでいます。**
- ②技術的なサポート(ログを取り内容解析可能な環境を整備する、など)が必要となると日本本社のIT部門が担当することになりますが、そのようなニーズのない場合はどの部門が担当するか不明確であるのが実際のところです。
- ③社内での検閲強化が求められると従業員間の不信感が増し、**内部統制が機能しなくなると心配**になります。”
- ・これから調べてみる
- ・何が問題になるか分からない
- ・現在調査中のため、懸念事項とは洗い出しできていない。
- ・”最新情報の収集は重要と考える。**適時情報が入手できる環境が望ましい。**“
- ・詳細な情報がないので、**タイムリーな情報が欲しい**
- ・内容を把握していないので、**セミナー等開催していただければ参加し、情報収集したい。**
- ・担当の情報システム部も確認しましたが、本件に関する情報がないのが実情
- ・よく調査の上、関連部門に対し対応を促したい。
- ・現在調査中のため、懸念事項とは洗い出しできていない。
- ・本社でコントロールする部門がない。

# 回答者属性

# 業種においては製造業が68.9%と大半を占めている

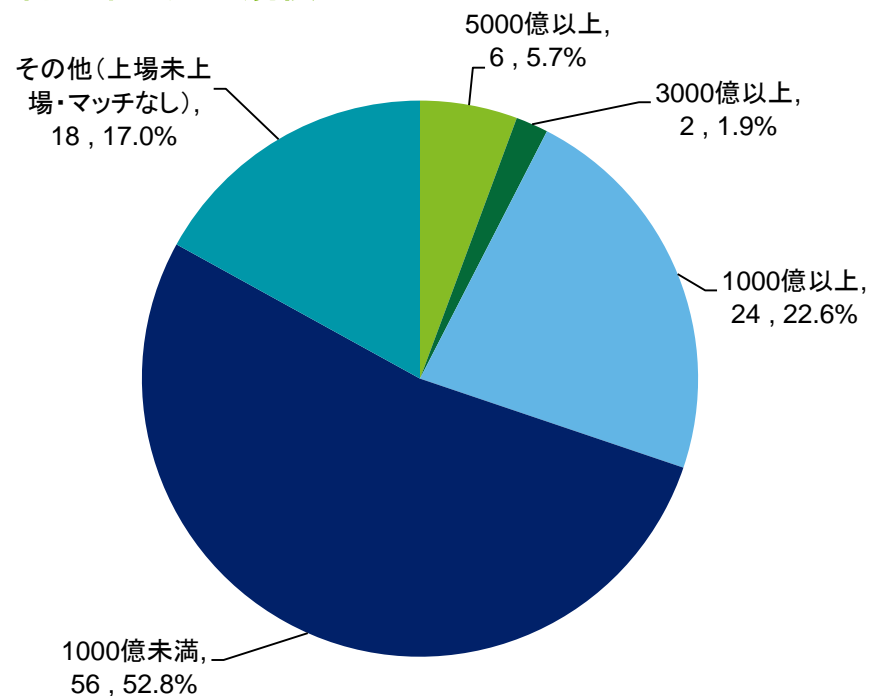
## 回答企業の業種



- コンシューマービジネス
- パブリックセクター
- 金融
- 航空・運輸
- 商社
- 製造
- 無回答

- ツーリズム・ホスピタリティ&レジャー
- ライフサイエンス・ヘルスケア
- 建設・不動産
- 資源・エネルギー
- 情報・メディア・通信
- その他

## 回答企業の売上規模

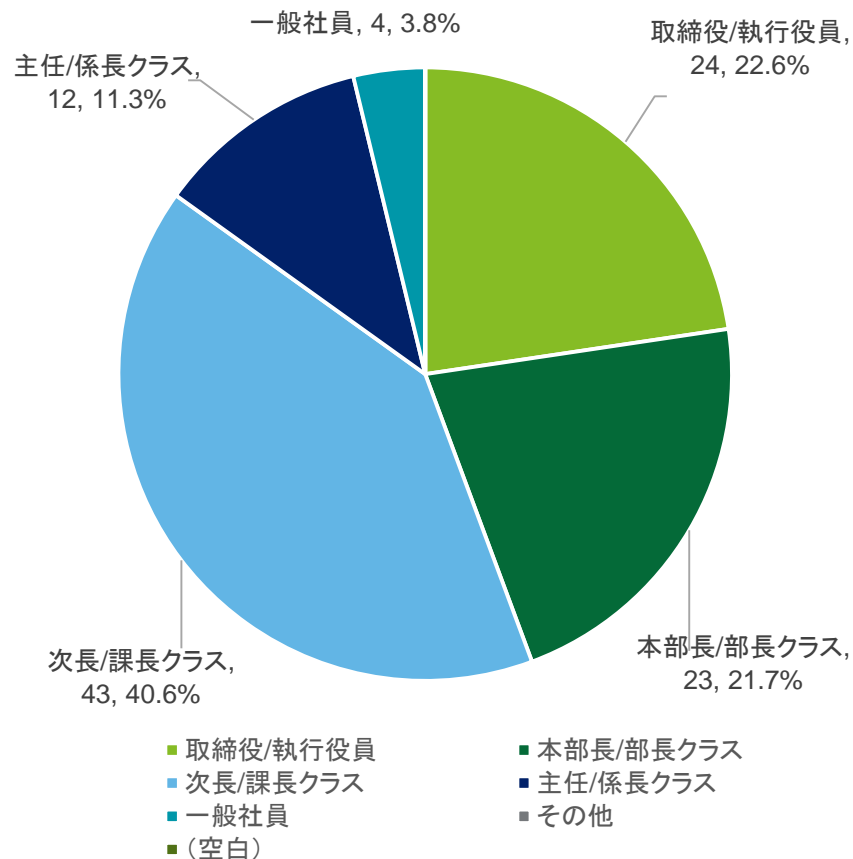


- 5000億以上
- 3000億以上
- 1000億以上
- 1000億未満
- その他(上場未上場・マッチなし)

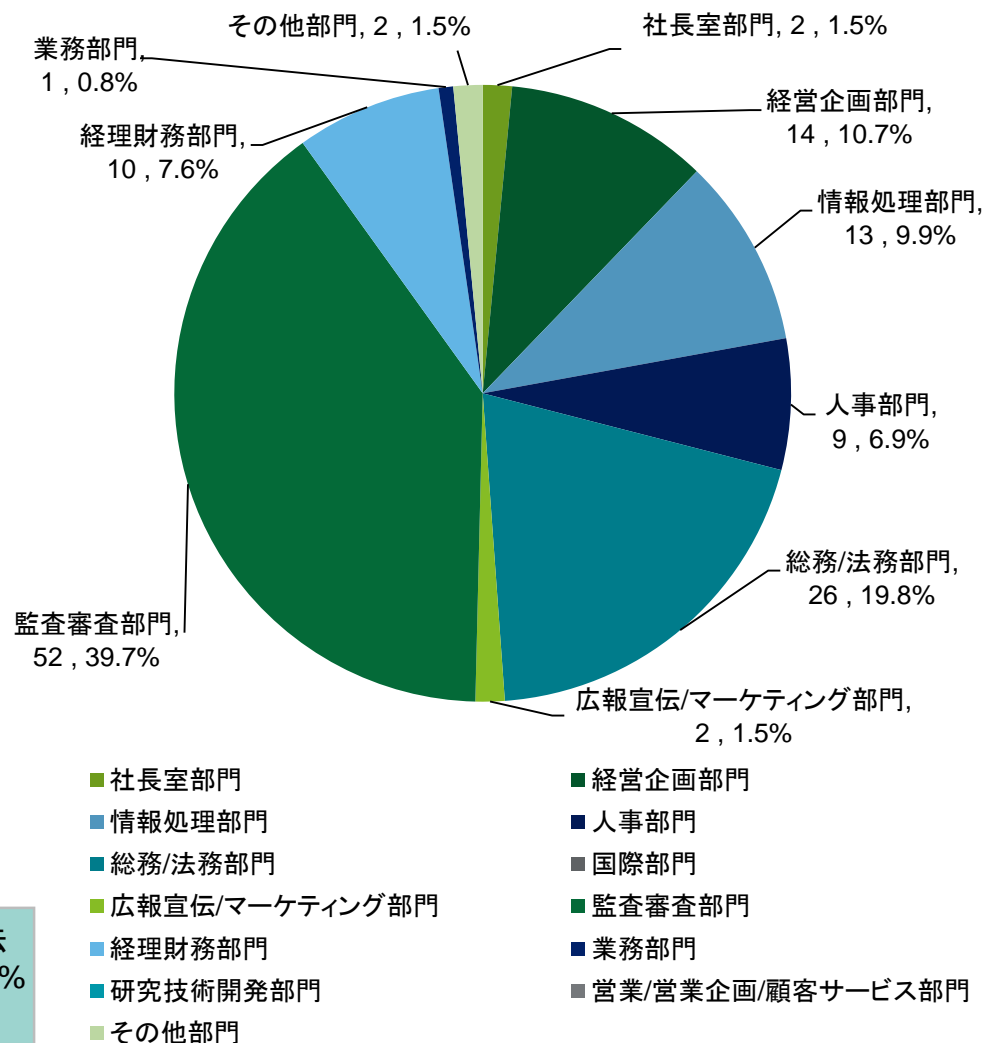
1,000億円以上の売り上げ規模の企業が約30%あるにも関わらず、サイバー法への理解が少ないことは、企業の規制リスク感度に課題がある可能性がある

# 部長上の回答者が44.3%あり、上位職における関心は高い

## 回答者の職位



## 回答者の所属部門 ※複数選択有り



回答者の所属部門は多岐にわたっているが、経営企画部門・総務/法務・監査部門等、企業におけるリスク感度の高い部門の回答が、約70%を占める結果となった

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人 および DT 弁護士 法人 を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー等を提供しています。また、国内約40都市に約9,400名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー サービス、リスク アドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスをFortune Global 500® の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約245,000名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#)もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事案をもとに適切な専門家にご相談ください。